



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外 第 41 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
建築計画概要書等閲覧規程の一部改正	(建築住宅課) 1
島根県住宅建設資金貸付要綱の一部改正	(") 1
高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部改正	(") 2
訓 令	
建築基準法令取扱手続の一部改正	(建築住宅課) 2

告 示

島根県告示第376号

建築計画概要書等閲覧規程 (昭和48年島根県告示第492号) の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「土木建築事務所内」を「県土整備事務所内」に改める。

第 5 条中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

島根県告示第377号

島根県住宅建設資金貸付要綱 (平成 3 年島根県告示第754号) の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 2 号中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までの様式中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

様式第13号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に、
「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
受 付 欄 受 付 欄

様式第14号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

様式第15号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に、
「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
受 付 欄 受 付 欄

様式第16号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

様式第17号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に、
「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
受 付 欄 受 付 欄

様式第18号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第378号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第761号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「土木建築事務所内」を「県土整備事務所内」に改める。

第5条中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

島根県訓令第18号

土 木 部
隠 岐 支 庁
県土整備事務所

建築基準法令取扱手続（昭和33年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第2条中「、土木建築事務所」を「、県土整備事務所」に、「土木建築事務所等」を「県土整備事務所等」に改める。

第4条第1項中「土木建築事務所等」を「県土整備事務所等」に、「土木建築事務所長及び隠岐支庁土木建築局長」を「県土整備事務所長及び隠岐支庁県土整備局長」に、「土木建築事務所長等」を「県土整備事務所長等」に改める。

第5条から第8条までの規定中「土木建築事務所長等」を「県土整備事務所長等」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。